資料9

サイバー対処能力強化法※1 及び同整備法※2 について （サイバーセキュリティ基本法改正関係を中心に）

※１　重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律
（令和７年法律第42号）

※２　重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和７年法律第43号）

令和７年６月
内閣官房　内閣サイバーセキュリティセンター

法の全体像

- 国家安全保障戦略（令和4年12月16日閣議決定）では、サイバー安全保障分野での対応能力を欧米主要国と同等以上に向上させるとの目標を掲げ、①**官民連携の強化**、②**通信情報の利用**、③**攻撃者のサーバ等への侵入・無害化**、④**NISCの発展的改組・サイバー安全保障分野の政策を一元的に総合調整する新たな組織の設置** 等の実現に向け検討を進めるとされた。
- これら新たな取組の実現のために必要となる法制度の整備等について検討を行うため、令和6年6月7日からサイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議を開催し、同年11月29日に提言を取りまとめ。
- この提言を踏まえ、令和7年2月7日に「サイバー対処能力強化法案」及び「同整備法案」を閣議決定。国会での審議・修正を経て、同年5月16日に成立、同月23日に公布。

概　要

総　則
- 目的規定、基本方針等（第１章）

官 民 連 携（強化法）
- 基幹インフラ事業者による
  - 導入した一定の電子計算機の届出
  - インシデント報告

  （第２章）
- 情報共有・対策のための協議会の設置（第９章）
- 脆弱性対応の強化（第42条）

（その他、雑則（第11章）、罰則（第12章））

通信情報の利用（強化法）
- 基幹インフラ事業者等との協定（同意）に基づく通信情報の取得（第３章）
- （同意によらない）通信情報の取得（第４章、第６章）
- 自動的な方法による機械的情報の選別の実施（第22条、第35条）
- 関係行政機関の分析への協力（第27条）
- 取得した通信情報の取扱制限（第５章）
- 独立機関による事前審査・継続的検査 等（第10章）

→ 分析情報・脆弱性情報の提供等（第８章）

アクセス・無害化措置（整備法）
- 重大な危害を防止するための警察による無害化措置
- 独立機関の事前承認・警察庁長官等の指揮 等（警察官職務執行法改正）
- 内閣総理大臣の命令による自衛隊の通信防護措置（権限は上記を準用）
- 自衛隊・日本に所在する米軍が使用するコンピュータ等の警護（権限は上記を準用） 等（自衛隊法改正）

組織・体制整備等（整備法）
- サイバーセキュリティ戦略本部の改組、機能強化（サイバーセキュリティ基本法改正）
- 内閣サイバー官の新設（内閣法改正） 等

施行期日

公布の日（令和7年5月23日）から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日　等

全体イメージ

「国民生活や経済活動の基盤」と「国家及び国民の安全」をサイバー攻撃から守るため、能動的なサイバー防御を実施する体制を整備する。

全てのステイクホルダーがメリットを実感できる
サイバー攻撃対応のエコシステムを官民を横断して構築

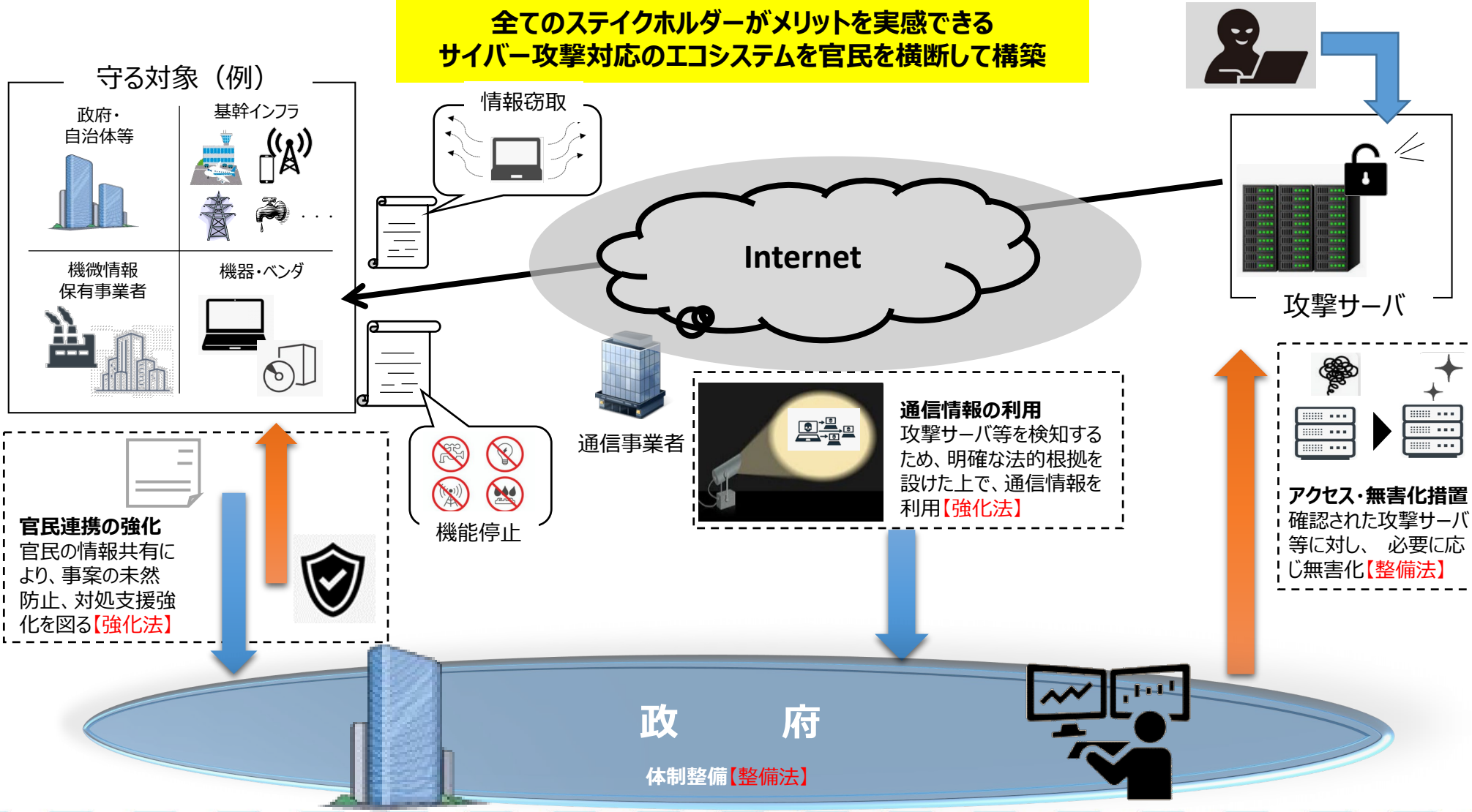

サイバーセキュリティ基本法改正関係

サイバーセキュリティ戦略本部の改組（サイバーセキュリティ基本法第28条、第30条及び第30条の２）

サイバーセキュリティ戦略本部について、内閣総理大臣を本部長、全ての国務大臣を本部員とする組織に改組するとともに、有識者から構成されるサイバーセキュリティ推進専門家会議を設置する。

サイバーセキュリティ戦略本部の機能強化（サイバーセキュリティ基本法第26条）

サイバーセキュリティ戦略本部の所掌事務を見直し、

- 重要社会基盤事業者等のサイバーセキュリティ確保に関する国の基準の作成
- 国の行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保の状況の評価　等

をその所掌事務に追加することとする。

（独）情報処理推進機構（ＩＰＡ）における事務の追加（情報処理の促進に関する法律第51条）

強化法の制定及び戦略本部の機能強化に伴い、（独）情報処理推進機構の事務に（強化法第11章）

- 情報の整理分析及び被害防止に必要な情報の周知等の事務（内閣総理大臣からの委託）
- 重要社会基盤事業者等のサイバーセキュリティの確保の状況の調査（戦略本部からの委託）

を追加することとする。（サイバーセキュリティ基本法第31条）

（国研）情報通信研究機構（ＮＩＣＴ）における事務の追加（ＮＩＣＴ法第14条）

戦略本部の機能強化に伴い、（国研）情報通信研究機構の業務に、国等の情報システムに対する不正な活動の監視及び分析に係る事務（戦略本部からの委託）を追加することとする。（サイバーセキュリティ基本法第31条）

サイバーセキュリティ戦略本部の機能強化

- サイバーセキュリティ戦略本部（以下「戦略本部」という。）について、政府全体で取組を強化する観点から、内閣総理大臣を本部長、全ての国務大臣を構成員として改組。
- 併せて、従前、本部員としていた民間有識者を分離して、戦略本部のもとにサイバーセキュリティ推進専門家会議を新たに設置し、専門家会議に対し、サイバーセキュリティ戦略の案の作成等、必要に応じて戦略本部から意見聴取。

【現在】

サイバーセキュリティ戦略本部

【本部長】
・内閣官房長官

【副本部長】
・国務大臣
（サイバーセキュリティ戦略本部に関する事務を担当する国務大臣）

【閣僚本部員】
・国家公安委員会委員長
・総務大臣
・経済産業大臣
・デジタル大臣
・外務大臣
・防衛大臣
・国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
（経済安保担当大臣）

【有識者本部員】
・サイバーセキュリティに関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
（10名以内）

（・大学教授
・民間企業代表者
・弁護士　等）

官の会議体

民の会議体

【法改正後の法定事項】

サイバーセキュリティ戦略本部

【本部長】
・**内閣総理大臣**

【副本部長】
・国務大臣
（内閣官房長官、サイバーセキュリティ担当大臣を想定）

【本部員】
・本部長、副本部長を除く**全ての国務大臣**

所掌事務に以下を追加。
・政府機関等のサイバーセキュリティ確保状況の評価
・重要インフラ事業者等に係る国の施策基準の策定及び評価

・設置（新設）
・意見聴取

サイバーセキュリティ推進専門家会議

【委員】
・サイバーセキュリティに関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

【所掌事務】
以下について、本部から意見聴取があったとき、その他必要と認めるときに意見を述べること。
・サイバーセキュリティ戦略の案の作成
・国の行政機関等のサイバーセキュリティ対策や重要インフラに関する施策の基準の作成及び評価結果のとりまとめ